

## 上富良野町告示第25号

景観法（平成16年法律第110号）第7条第7項の規定により告示する。

平成22年11月 9日

上富良野町長 向山 富夫



### 1 景観行政団体となる趣旨

上富良野町の景観は、十勝岳連峰をはじめとする恵まれた自然と気候や風土に合った農業を中心とした生活の営みの中から生まれてきました。この景観は多くの人々に感動を与えるばかりではなく、町民の命を育む、天与の宝物です。一方でこの素晴らしい景観に抱かれながら、開拓の頃より先人たちのたゆまぬ努力によって街が形成され、その表情はこの町の文化や歴史、産業活動など町民の生活によって刻まれてきました。

町民は上富良野町の景観が町民の大切な宝物であることを深く認識し、その享受に対する感謝の気持ちは不変のものとしてもちつづけなければなりません。そして次代を担う子どもたちが上富良野町を愛し誇りをもてるように、さらに快適で魅力ある町を創造していくことが求められています。ここに上富良野町は、景観法に基づく施策とともに、町民一人ひとりが景観づくりの担い手であることの自覚をもち、この素晴らしい景観を守り、育みながら、誰からも愛される町を創造していくため、下記の期日をもって景観行政団体となり、必要かつ求められる施策を実施します。

### 2 景観行政団体となる期日

平成23年 4月 1日